

(様式2)
処分基準(不利益処分関係)

		担当課	河川課	検索番号	
法令名	河川法	根拠条項	第44条第1項		
不利益処分	河川の従前の機能の維持のための指示				
(根拠規定)					
第44条 ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するため第26条第1項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル以上のものをいう。以下同じ。)で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない					
(処分基準)					
河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日付け国河改第36号国土交通省河川局長通知)					
河川法の施行について(昭和40年6月29日付け建河発第245号建設省河川局通達)					
6 河川の従前の機能を維持するための指示について					
ダムの設置に伴い下流の洪水流量が著しく増加し、災害が発生するおそれがある場合における法第44条第1項の指示については、原則として予備放流方式によって令第24条第2号の容量を確保させるものとし、当該方式のみによっては当該容量を確保することが困難な場合に限り、サーチャージ方式、制限水位方式又は予備放流方式のうちいずれか一以上の方式によって当該容量を確保させること。					
河川法第二章第三節第三款(ダムに関する特別)等の規定の運用について(昭和41年5月17日付け建設省河発第178号建設省河川局長通達)					
(その他)					